

# 意匠専利の年金及び個別指定手数料に関する事項 についての国家知識産権局の公告

「意匠専利の年金及び個別指定手数料の基準に関連した問題に関する国家発展改革委員会・財政部の通知」（発改価格〔2022〕465号）及び「意匠の国際登録に関するハーグ協定の1999年ジュネーブ改正協定」（以下、「ハーグ協定」という）の関連規定に従って、国家知識産権局は、2022年5月5日より、意匠専利の年金及び個別指定手数料に関する新たな基準を執行することとなるため、関連事項について以下のとおり公告する。

一、意匠専利の第11～15年目における年金の基準は、1年あたり3,000元とする。

二、個別指定手数料（人民元ベース）については、第一期（1～5年目）を4,100元、第二期（6～10年目）を7,600元、第三期（11～15年目）を15,000元とする。ハーグ協定の関連規定に基づき、ハーグ協定を通じて中国を指定した国際意匠登録出願をする場合及び国際登録の更新をする場合、出願人は、国家知識産権局及び世界知的所有権機関が定めた個別指定手数料のスイスフラン換算価格によって費用を納付しなければならない。スイスフラン換算価格については、国家知識産権局のウェブサイトにおいて、別途通知することとする。

以上をもって公告とする。

国家知識産権局

2022年4月25日

出所：2022年4月25日付け中国国家知識産権局ウェブサイト  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/4/25/art\\_555\\_175129.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/4/25/art_555_175129.html)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。